

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2.4-1 図のとおりであり、東北自動車道、一般国道 4 号、一般国道 113 号、宮城県道・福島県道 46 号（白石国見線）、宮城県道・福島県道 107 号（赤井畑国見線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2.4-1 表のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲において、東北新幹線及び東北線が敷設されている。

第 3.2.4-1 表 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

(単位：台)

番 号	路線名	交通量観測地点	交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
①	東北自動車道	～一般国道 4 号白石 IC	22,947	34,632
②	一般国道 4 号	白石市斎川字地官山	8,836	13,116
③	一般国道 4 号	国見町貝田字松村	8,343	12,472
④	一般国道 113 号	-	<i>2,515</i>	<i>3,068</i>
⑤	一般国道 349 号	伊達市梁川町五十沢字宮下 22	1,889	<i>2,305</i>
⑥	宮城県道・福島県道 46 号 (白石国見線)	国見町小坂字北畠 36-1	1,632	<i>1,991</i>
⑦	宮城県道・福島県道 107 号 (赤井畑国見線)	国見町藤田字観月台 1	1,358	<i>1,630</i>
⑧	福島県道 320 号 (五十沢国見線)	伊達市梁川町東大枝字南町 3	2,476	<i>2,971</i>
⑨	福島県道 321 号 (大枝貝田線)	国見町光明寺字滝ノ下 30-5	1,047	<i>1,267</i>
⑩	福島県道 353 号 (国見福島線)	国見町泉田字川北 65-1	509	<i>641</i>

注：1. 表中の番号は、第 3.2.4-1 図中の番号に対応している。

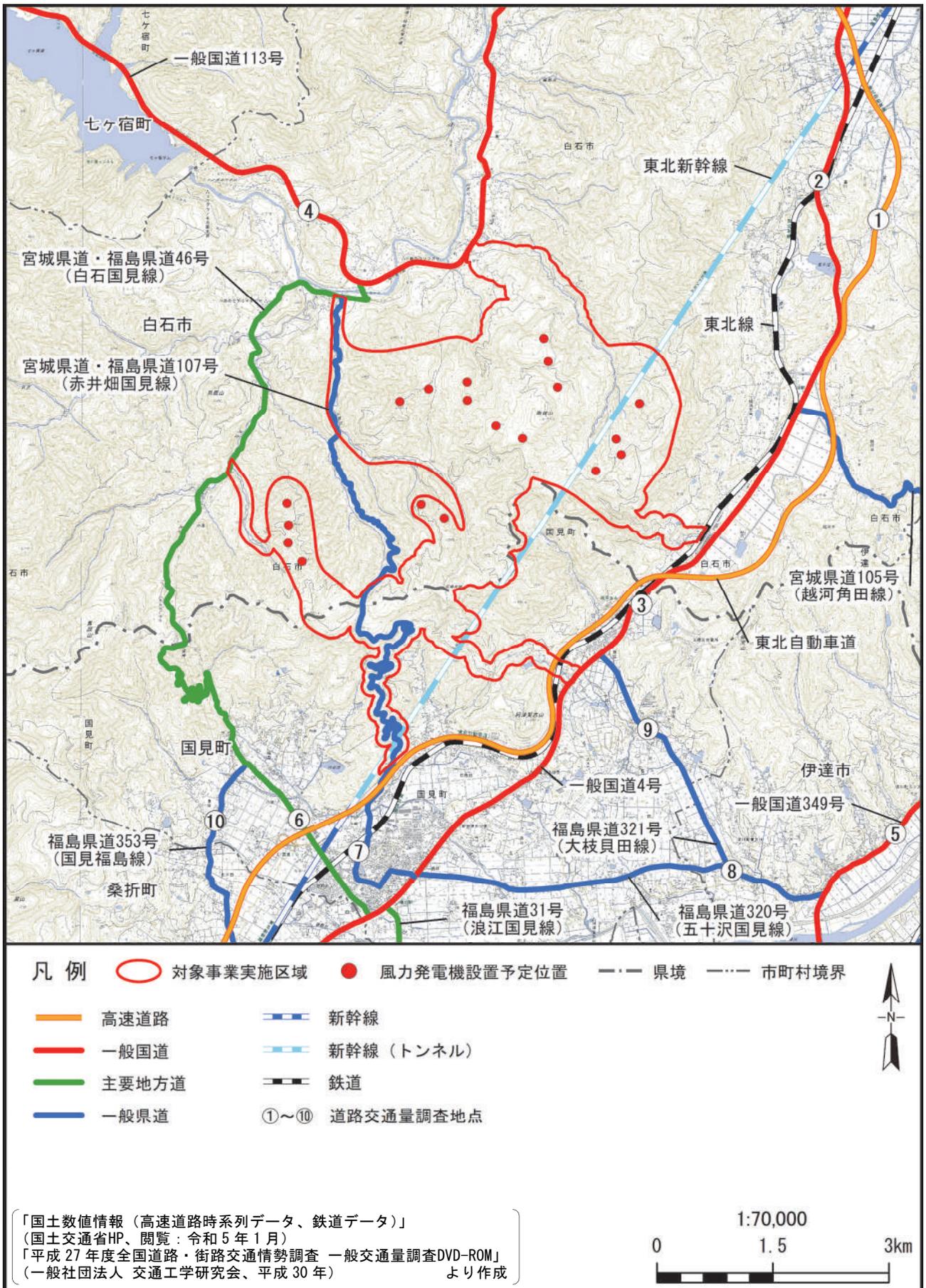
2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 斜体字は推計値である。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」
(国土交通省、平成 29 年) より作成〕

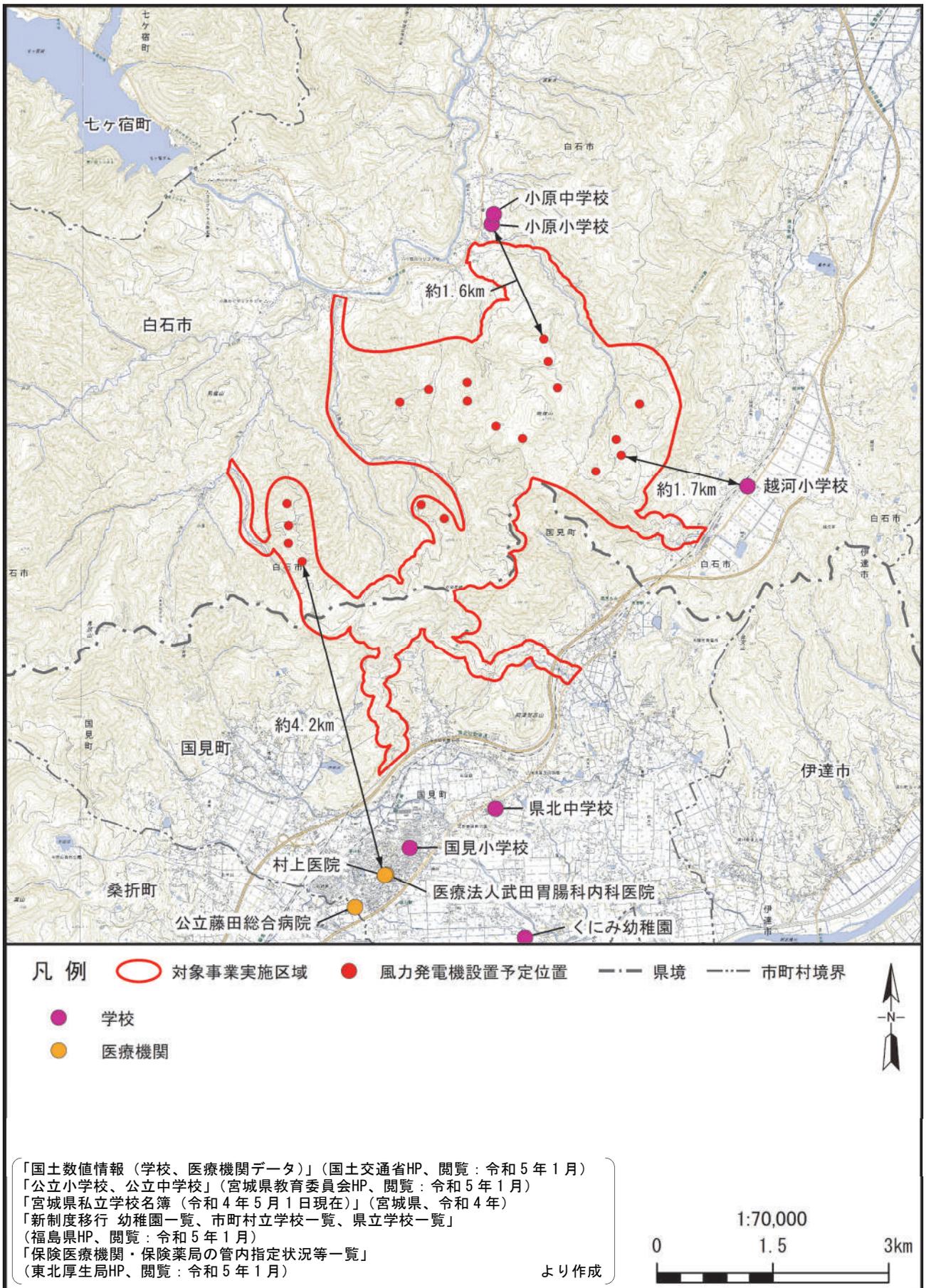


第 3. 2. 4-1 図 主要な道路の状況

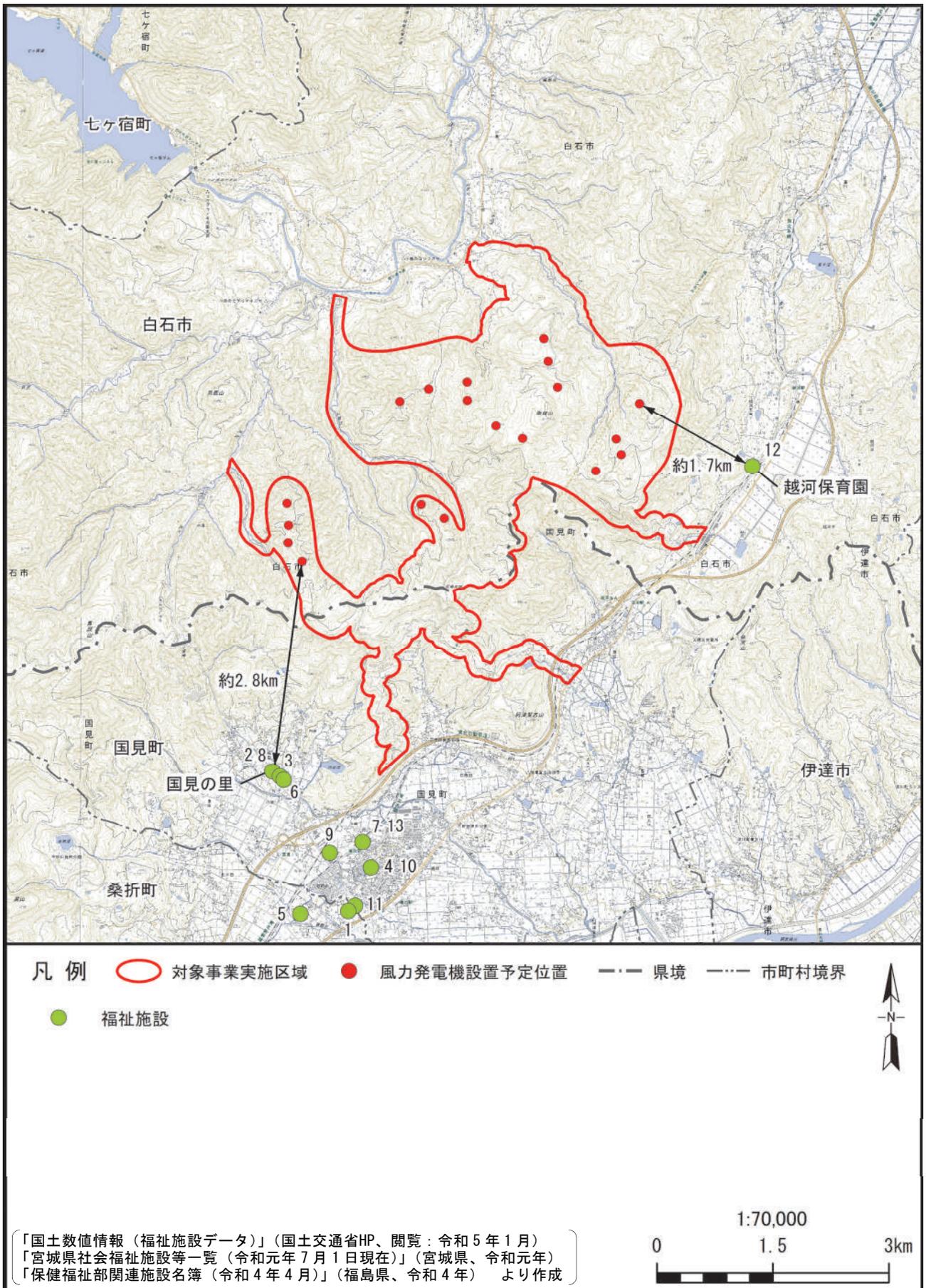
第 3.2.5-1 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (福祉施設)

番号	区分	施設名	所在地
1	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム	あつかし荘
2			国見の里
3		地域密着型特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム 国見の杜
4		老人福祉センター	国見町老人福祉センター
5		養護老人ホーム	桑折緑風園
6		介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム 国見の丘
7		老人デイサービスセンター	国見町デイサービスセンター
8			デイサービスセンター「国見の里」
9			(有)シルバー専科日和くにみ
10		地域包括支援センター	国見町地域包括支援センター
11		短期入所	指定短期入所事業所 公立藤田総合病院
12		保育所	白石市越河保育園
13			藤田保育所

〔「宮城県社会福祉施設等一覧 (令和元年 7 月 1 日現在)」(宮城県、令和元年)
 「保健福祉部関連施設名簿 (令和 4 年 4 月)」(福島県、令和 4 年) より作成〕



第 3.2.5-1 図(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況（学校及び医療機関）



第 3.2.5-1 図(2) 環境保全上配慮すべき施設の状況（福祉施設）

3.2.6 下水道の整備の状況

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における汚水処理人口普及状況は、第3.2.6-1表のとおりである。

令和3年3月31日現在の汚水処理人口普及率は、白石市では89.6%、福島市では87.8%、桑折町では78.6%、国見町では70.8%である。

第3.2.6-1表 汚水処理人口普及状況（令和3年3月31日現在）

区 分	行政人口 (人)	汚水処理人口 (人)					汚水処理 人口 普及率 (%)
		合計	下水道	農業集落 排水施設	浄化槽	その他	
白石市	32,889	29,455	22,188	1,708	5,559	0	89.6
宮城県	2,273,896	2,110,717	1,886,076	63,565	158,382	2,694	92.8
福島市	274,297	240,877	182,414	2,190	56,273	0	87.8
桑折町	11,443	8,991	5,492	0	3,499	0	78.6
国見町	8,743	6,189	4,333	0	1,856	0	70.8
福島県	1,853,699	1,551,098	1,002,698	121,294	426,584	522	83.7

注：1. その他には、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及びコミュニティ・プラントを含む。

2. 汚水処理人口普及率 (%) = 汚水処理人口 / 行政人口 × 100

〔「R2 生活排水処理人口普及率の市町村別集計表（事業別）」（宮城県 HP、閲覧：令和5年1月）
 〔第136回 福島県統計年鑑2022〕（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、第3.2.7-1表のとおりである。

令和2年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、白石市では11,461t、福島市では111,456t、桑折町では5,381t、国見町では3,689tとなっている。

第3.2.7-1表 一般廃棄物の処理状況（令和2年度）

区 分		白石市	宮城県	福島市	桑折町	国見町	福島県
ごみ 総排出量	計画収集量 (t)	10,719	714,724	98,403	4,133	2,679	618,169
	直接搬入量 (t)	508	70,724	11,474	1,210	811	76,383
	集団回収量 (t)	234	28,879	1,579	38	199	15,897
	合計 (t)	11,461	814,327	111,456	5,381	3,689	710,449
ごみ 処理量	直接焼却量 (t)	9,316	630,083	92,816	4,246	3,004	594,574
	直接最終処分量 (t)	0	5,608	51	0	0	2,748
	焼却以外の中間処理量 (t)	1,877	143,523	12,793	901	492	71,864
	直接資源化量 (t)	10	5,686	4,217	198	0	24,374
	合計 (t)	11,203	784,900	109,877	5,345	3,496	693,560
中間処理後再生利用量 (t)		2,915	93,821	5,440	404	240	53,670
リサイクル率 (%)		27.6	15.8	10.1	11.9	11.9	13.2
最終処分量 (t)		503	97,267	13,136	673	504	83,378

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

〔「令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省、令和4年)より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

宮城県及び福島県における産業廃棄物の状況は、第 3.2.7-2 表のとおりであり、平成 29 年度の宮城県における産業廃棄物の排出量は仙南地域が 726 千 t、令和 2 年度の福島県における産業廃棄物の排出量は福島市が 290 千 t、県北地区が 404 千 t である。

また、対象事業実施区域を中心とした半径 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2.7-3 表、立地状況は第 3.2.7-1 図のとおりであり、中間処理施設が 264 か所、最終処分場が 31 か所となっている。

第 3.2.7-2 表(1) 産業廃棄物の状況（宮城県：平成 29 年度実績）

(単位：千 t / 年)

県	発生量	排出量	減量化量	資源化量			最終処分量
				合計	有償物量	再生利用量	
仙南地域	733	726	310	414	7	407	8
宮城県	11,003	10,930	6,428	4,395	73	4,322	175

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

〔「宮城県産業廃棄物等実態調査報告書（平成 29 年度実績）」（宮城県、平成 31 年）より作成〕

第 3.2.7-2 表(2) 産業廃棄物の状況（福島県：令和 2 年度実績）

(単位：千 t / 年)

県	発生量	排出量	減量化量	資源化量			最終処分量
				合計	有償物量	再生利用量	
福島市	-	290	-	-	-	-	83
県北地域	-	404	-	-	-	-	18
福島県	7,704	7,498	2,935	4,257	206	4,051	512

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

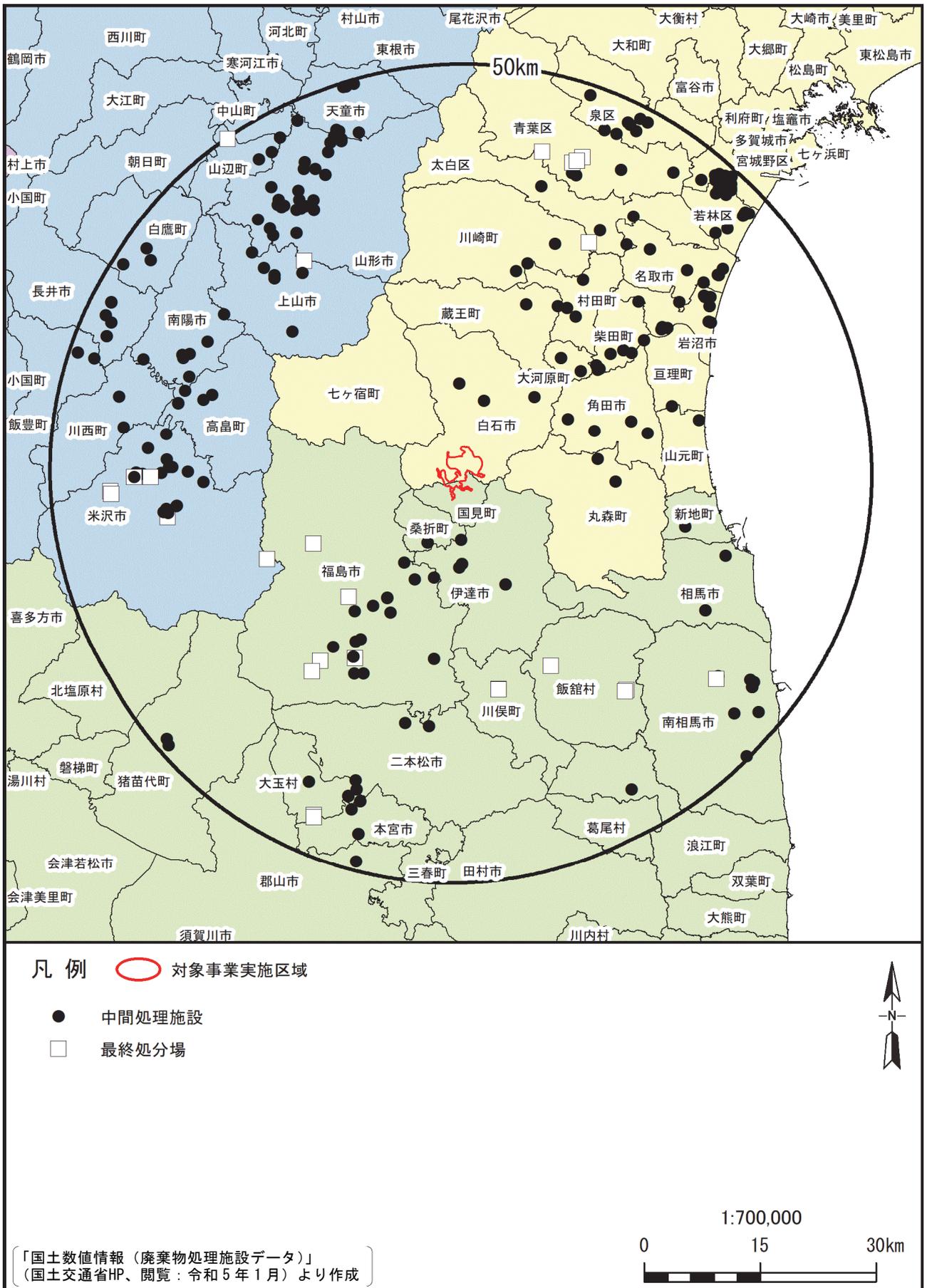
〔「令和 3 年度福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査業務報告書（令和 2 年度実績）」（福島県、令和 4 年）より作成〕

第 3.2.7-3 表 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

(単位：か所)

県	市町村	中間処理施設数	最終処分場数
宮城県	仙台市宮城野区	18	0
	仙台市若林区	17	0
	岩沼市	12	0
	仙台市青葉区	10	6
	柴田町	9	0
	仙台市泉区	8	0
	名取市	8	0
	村田町	5	0
	仙台市太白区	4	1
	角田市	4	0
	白石市	3	0
	大河原町	3	0
	蔵王町	2	0
	川崎町	2	0
	丸森町	2	0
	山元町	2	0
	亘理町	1	0
福島県	福島市	19	6
	南相馬市	14	1
	大玉村	6	3
	伊達市	5	0
	相馬市	3	0
	二本松市	3	0
	本宮市	3	0
	桑折町	3	0
	川俣町	2	2
	猪苗代町	2	0
	郡山市	1	0
	浪江町	1	0
	新地町	1	0
飯舘村	1	3	
山形県	山形市	30	0
	米沢市	17	7
	上山市	8	1
	南陽市	7	0
	長井市	6	0
	天童市	6	0
	高島町	5	0
	山辺町	3	1
	白鷹町	3	0
	川西町	2	0
	飯豊町	2	0
中山町	1	0	
合 計		264	31

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成



第 3.2.7-1 図 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2.8-1表のとおりである。

第3.2.8-1表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回る事とならないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

「大気の汚染に係る環境基準について」
 (昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」
 (昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」
 (平成21年環境省告示第33号) により作成

第 3.2.8-1 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」
 （平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められており、その内容は第 3.2.8-2 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、第 3.2.8-1 図のとおり、白石市で騒音に係る環境基準について地域の類型を当てはめる指定地域がある。また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準については第 3.2.8-3 表の通りである。

第 3.2.8-2 表(1) 騒音に係る環境基準（一般地域・宮城県）

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	仙台市青葉区荒巻字青葉の第 2 種中高層住居専用地域の内文教地区（公園区域を除く）
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の区域で第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、仙台市の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（一部地域に限る）、他 25 市町村の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の近隣商業地域（一部の地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域

注：仙台市他 25 市町村は、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町である。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
 「令和 3 年版宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和 4 年）より作成

第 3.2.8-2 表(2) 騒音に係る環境基準（一般地域・福島県）

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域（福島県内では指定地域なし）
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びこれに相当する地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに相当する地域

注：環境騒音（一般地域域及び道路に面する地域）の環境基準の類型を当てはめる地域を有する市町村は、福島市、郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市、二本松市、須賀川市、西郷村、喜多方市、本宮市、石川町である。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
 〔「騒音規制について」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

第 3.2.8-2 表(3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

第 3.2.8-2 表(4) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

第 3. 2. 8-3 表 (1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (宮城県)

地域の類型	基準値	該当地域
I	70 デシベル以下	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。
II	75 デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。 ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。

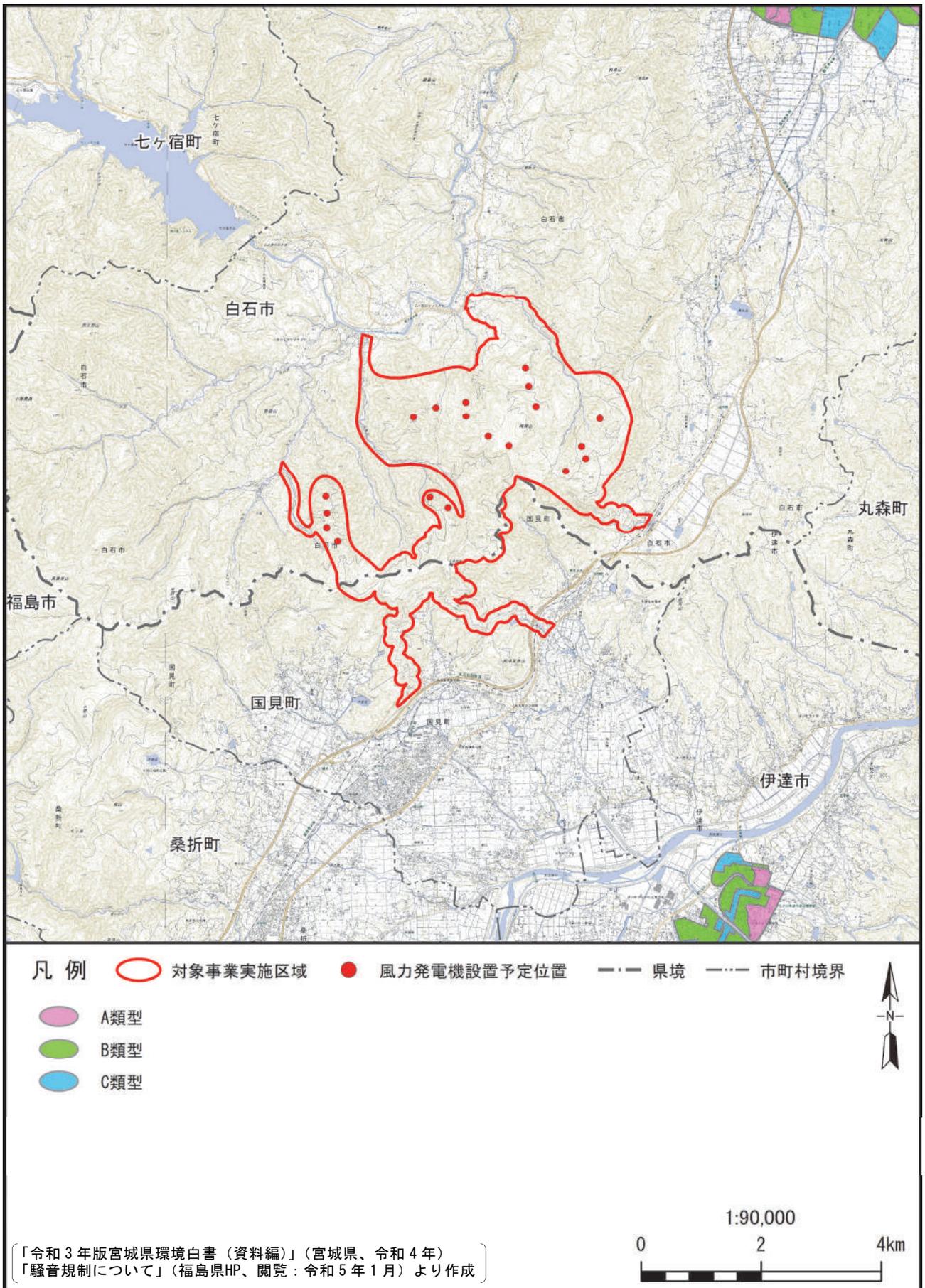
〔「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 12 年 12 月 14 日)より作成〕
 〔「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

第 3. 2. 8-3 表 (2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (福島県)

地域の類型	基準値	該当地域
I	70 デシベル以下	東北新幹線の軌道中心から両側へそれぞれ 300m 以内の地域であって、原則として、都市計画法に定める第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域であって新幹線軌道付近に住居が存在する地域
II	75 デシベル以下	沿線地域のうち、原則として、都市計画法に定める商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であって I 以外の地域

注：トンネル上部、河川敷、工業専用地域については適用されない。

〔「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 12 年 12 月 14 日)より作成〕
 〔「騒音に係る環境基準について」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕



第 3.2.8-1 図 騒音に係る環境基準の類型指定状況

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第 3.2.8-4 表のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

なお、「生活環境の保全に関する環境基準」は第 3.2.8-5 表及び第 3.2.8-6 表のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲においては、第 3.2.8-7 表及び第 3.2.8-2 図のとおり、白石川上流が河川 AA 類型、斉川全域及び阿武隈川中流(2)が河川 B 類型、七ヶ宿ダムが湖沼 A 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3.2.8-8 表のとおりであり、すべての地下水について定められている。

第 3. 2. 8-4 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成]

第 3.2.8-5 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

第 3.2.8-5 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成]

第 3.2.8-6 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成]

第 3.2.8-6 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

第 3.2.8-6 表(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

第 3.2.8-6 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日) より作成〕

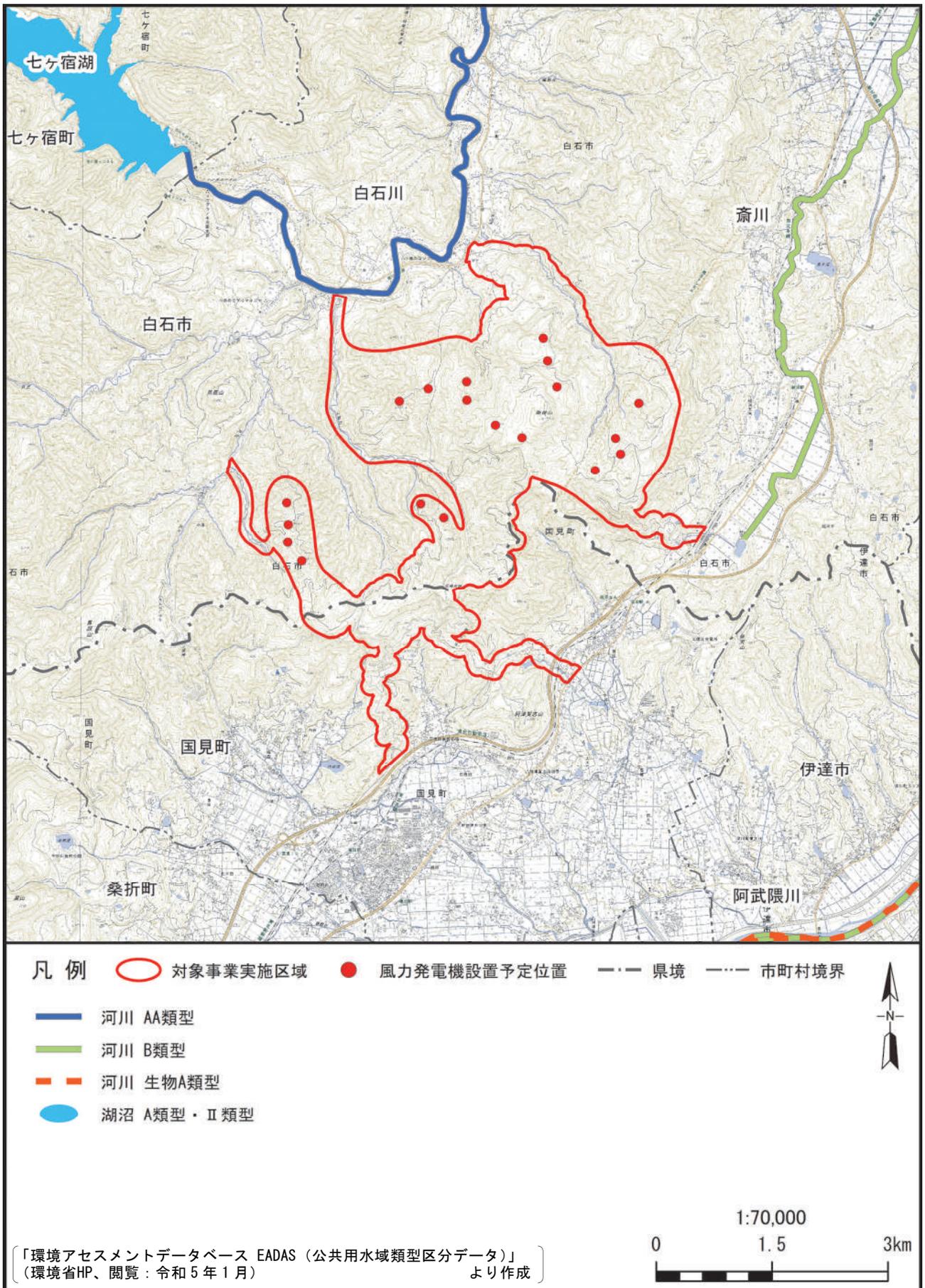
第 3.2.8-7 表 水質汚濁に係る環境基準の類型区分

利水目的	水系名	水域名	水域範囲	類型	達成期間	指定年月日	告示
河川	阿武隈川	白石川上流	川原子沢合流点より上流	AA	イ	S46.5.25	国
		斉川全域	白石川合流点まで (流入する支川を含む)	B	イ	S54.3.30	宮城県
		阿武隈川中流(2)	五百川合流点から内川合流点 (宮城県) まで	B	ロ	S46.5.25	国
		阿武隈川(1)	羽出庭橋 (宮城県丸森町) より上流	生物 A	イ	H22.9.24	環境省
湖沼		七ヶ宿ダム	七ヶ宿ダム全域	A	イ	H12.5.19	宮城県
				II	イ	H12.5.19	宮城県

注：「イ」：直ちに達成

「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成

〔「水質環境基準と類型あてはめ」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
「水質データ集」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成〕



第 3.2.8-2 図 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

第 3. 2. 8-8 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2.8-9表のとおりである。

第3.2.8-9表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、第 3.2.8-10 表のとおり定められている。

第 3.2.8-10 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(3) 注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地について第 3.1.5-7 表に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地は第 3.1.5-8 表及び第 3.1.5-9 図のとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 法律第 88 号）によると、福島県指定の「半田山鳥獣保護区」及び「阿津賀志山鳥獣保護区」が存在している。

「生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHP、閲覧：令和 5 年 1 月）によると、対象事業実施区域の周囲には、「蔵王・船形」が存在している。

「重要野鳥生息地（IBA Important Bird and Biodiversity Areas）の保全」（日本野鳥の会HP、閲覧：令和 5 年 1 月）及び「東北森林管理局 緑の回廊」（東北森林管理局HP、閲覧：令和 5 年 1 月）によると、いずれも対象事業実施区域及びその周囲には存在していない。

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染に関しては、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき、ばい煙及び有害物質に係る特定施設、指定施設及び規制基準が定められている。

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：令和4年3月3日)に基づき、地域の区分ごとに排出基準(K値)が定められており、白石市、福島市、桑折町及び国見町は17.5となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

a. 特定工場等において発生する騒音の規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制に関しては「騒音規制法」(昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年6月17日)、「公害防止条例」(昭和46年宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日)及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成8年福島県条例第33号、最終改正：平成30年12月25日)に基づき、宮城県では第3.2.8-11表(1)に示すとおり、福島県では第3.2.8-11表(2)、(3)に示すとおり規制基準が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲においては、第3.2.8-3図のとおり、白石市で「騒音規制法」に基づく規制地域の指定、桑折町及び国見町で「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制地域の指定がある。また、用途地域の指定のない地域には、宮城県では「公害防止条例」に基づき第2種区域の規制基準が、福島県では「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき第3種区域の規制基準が適用される。

第3.2.8-11表(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準(宮城県)

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8:00~19:00)	朝・夕 (6:00~8:00) (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考				
1. 上表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。				
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、公害防止条例施行規則に基づき「第2種区域」の規制基準を適用する。				

注：宮城県の指定地域は仙台市の都市計画区域及び石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町の都市計画法で定める用途地域である。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)
 「公害防止条例」(昭和46年宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日)
 「令和4年版宮城県環境白書」(宮城県、令和5年) より作成

第 3.2.8-11 表(2) 特定工場等において発生する騒音の規制基準
(騒音規制法：福島県)

区域の区分	時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
		(8:00～19:00)	(6:00～8:00) (19:00～22:00)	(22:00～6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及びこれに相当する地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれに相当する地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値となる。(第1種区域を除く。)

注：騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村は、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、鏡石町、石川町、矢吹町、柳津町、会津美里町、富岡町、西郷村、泉崎村である。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
「騒音規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成

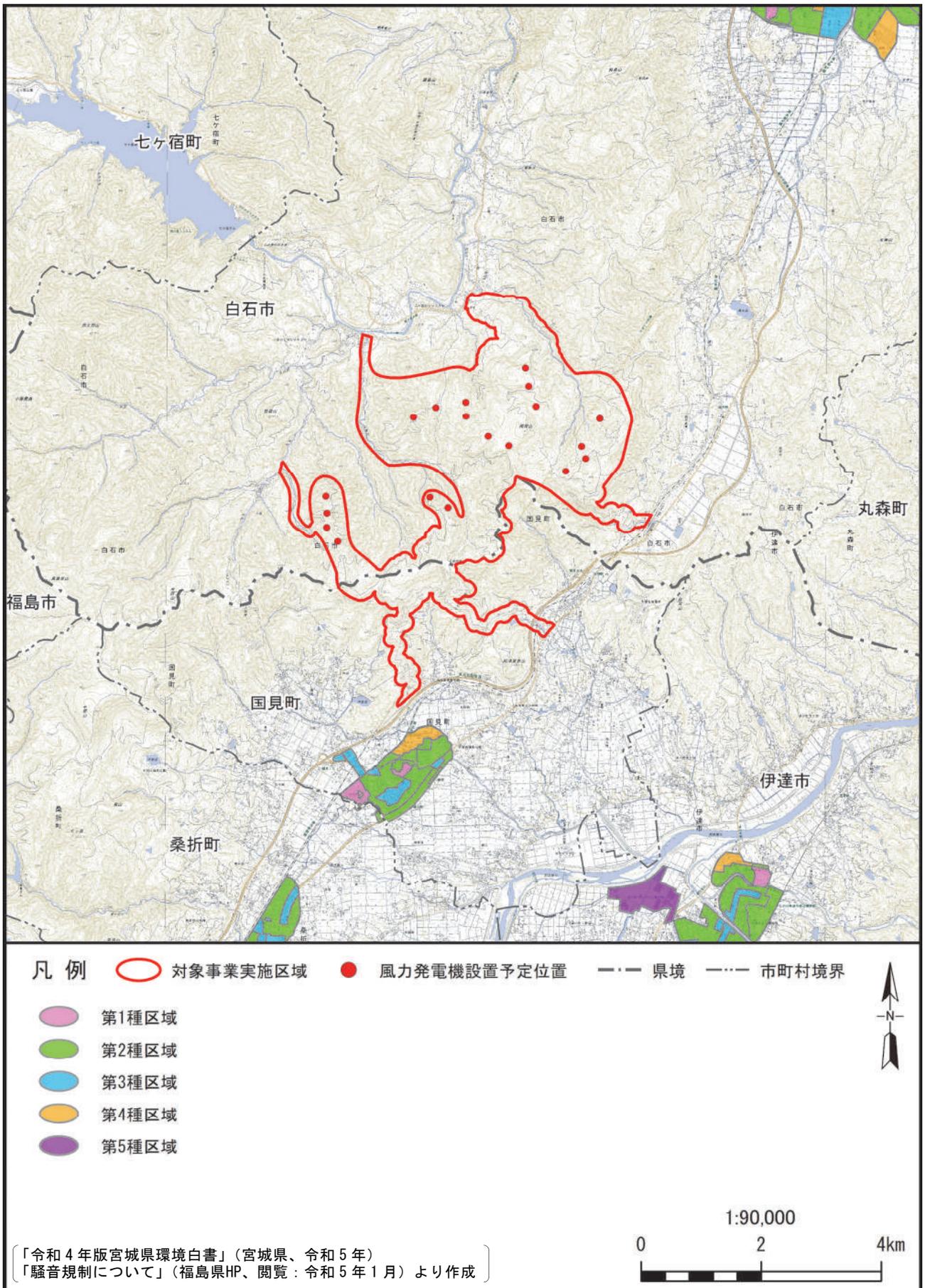
第 3.2.8-11 表(3) 特定工場等において発生する騒音の規制基準
(福島県生活環境の保全等に関する条例：福島県)

区域の区分	時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
		(8:00～19:00)	(6:00～8:00) (19:00～22:00)	(22:00～6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第5種区域	工業専用地域	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値となる。(第1種区域を除く。)

注：規制地域は、騒音規制法の対象となる工場又は事業場を除く県内全域である。

「福島県生活環境の保全等に関する条例」
(平成 8 年福島県条例第 33 号、最終改正：平成 30 年 12 月 25 日)
「騒音規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成



第 3.2.8-3 図 特定工場等において発生する騒音に係る規制地域の状況

b. 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号、最終改正：平成 19 年 12 月 18 日）及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 8 年福島県条例第 33 号、最終改正：平成 30 年 12 月 25 日）に基づき、宮城県では第 3.2.8-12 表(1)に示すとおり、福島県では第 3.2.8-12 表(2)、(3)に示すとおり規制基準が定められている。

第 3.2.8-12 表(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準（宮城県）

規制項目	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
区域の区分					
第 1 号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日
第 2 号区域		22:00～6:00	14 時間/日		その他の休日
備考 第 1 号区域：第 3.2.8-11 表(1)に示す第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域 第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域					

注：宮城県の指定地域は第 3.2.8-11 表(1)と同様である。

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
「令和 4 年版宮城県環境白書」（宮城県、令和 5 年）より作成

第 3.2.8-12 表(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準
(騒音規制法：福島県)

規制項目	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
区域の区分					
第 1 号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日
第 2 号区域		22:00～6:00	14 時間/日		その他の休日
備考 第 1 号区域：第 3.2.8-11 表(2)に示す第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域 第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域					

注：福島県の指定地域は第 3.2.8-11 表(2)と同様である。

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
「騒音規制について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

第 3.2.8-12 表(3) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準
(福島県生活環境の保全等に関する条例：福島県)

基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日	該当地域
85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 その他 の休日	県内全域（騒音規制法に基づく指定地域を除く）における、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲 80m 以内の地域

「福島県生活環境の保全等に関する条例」
(平成 8 年福島県条例第 33 号、最終改正：平成 30 年 12 月 25 日)
「騒音規制について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年6月17日）に基づいて要請限度が定められており、その基準は第3.2.8-13表に示すとおりである。

第3.2.8-13表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分 昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域における特例	75 デシベル	70 デシベル
備考		
1. 宮城県におけるa区域、b区域及びc区域とはそれぞれ次のとおりである。 a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域 b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2. 福島県におけるa区域、b区域及びc区域とはそれぞれ次のとおりである。 a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域及びそれに相当する地域 b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域 3. 宮城県の指定地域は第3.2.8-11表(1)、福島県の指定地域は第3.2.8-11表(2)と同様である。		

注：幹線交通を担う道路：①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）

②①の道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日）
 「令和4年版宮城県環境白書」（宮城県、令和5年）
 「騒音規制について」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）
 より作成

d. 風力発電施設から発生する騒音に関する指針

また、一定規模以上の風力発電を対象とした「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」が平成29年5月に環境省から地方自治体へ技術的な助言として通知されている。その概要は第3.2.8-14表のとおりである。

第 3.2.8-14 表 風力発電施設から発生する騒音に関する指針

風力発電施設は、静穏な地域に設置されることが多いため、そこから発生する騒音等のレベルは比較的低くても、周辺地域に聞こえやすいことがある。また、風力発電施設からは、ブレード（翼）の回転によって振幅変調音（スイッチュ音）が、また、一部の施設では内部の増速機や冷却装置等から純音性成分が発生することがあり、これらの音によりわずらわしさ（アノイアンス）を増加させ、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。一方で、風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。

このような知見を踏まえ、風力発電施設の設置又は発電施設の新設を伴う変更の際し、風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針を次のとおり定める

1. 対象

主として商業用に用いられる一定規模以上の風力発電施設の稼働に伴い発生する騒音を対象とする。

2. 用語

本指針における用語の意味は以下のとおりである。

○残留騒音：一過性の特定できる騒音を除いた騒音

○風車騒音：地域の残留騒音に風力発電施設から発生する騒音が加わったもの

3. 風力騒音に関する指針値

風力発電施設は山間部等の静穏な地域に設置されることが多く、まれに通過する自動車等の一過性の騒音により、その地域の騒音のレベルは大きく変化する。また、風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される。

これらの特徴を踏まえ、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に 5 デシベルを加えた値とする（図 1 及び図 2）。ただし、地域によっては、残留騒音が 30 デシベルを下回るような著しく静穏な環境である場合がある。そのような場合、残留騒音からの増加量のみで評価すると、生活環境保全上必要なレベル以上に騒音低減を求めることになり得る。そのため、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、指針値における下限値を設定する（図 2）。具体的には、残留騒音が 30 デシベルを下回る場合、学校や病院等の施設があり特に静穏を要する場合、又は地域において保存すべき音環境がある場合（生活環境の保全が求められることに加えて、環境省の「残したい日本の音風景 100 選」等の、国や自治体により指定された地域の音環境（サウンドスケープ）を保全するために、特に静穏を要する場合等）においては下限値を 35 デシベルとし、それ以外の地域においては 40 デシベルとする。

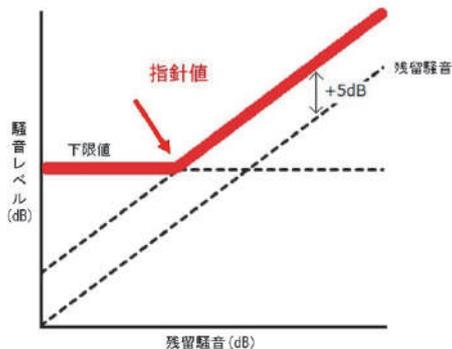


図 1 指針値のイメージ

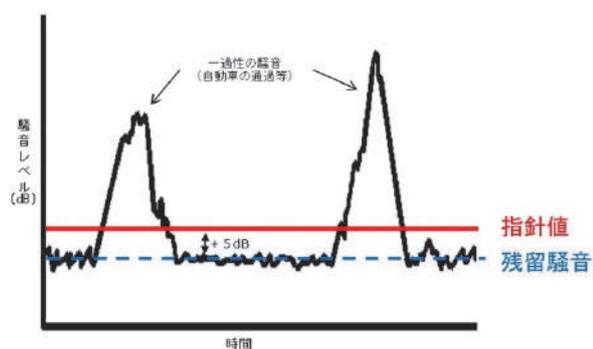


図 2 指針値と残留騒音のイメージ

4. 残留騒音及び風車騒音の測定方法及びそれらの騒音と指針値との比較の考え方（省略）

5. 注意事項

本指針の適用に当たっては、以下の点に注意すること。

- 本指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なる。
- 測定方法が異なる場合、測定結果を単純に比較することは出来ない。
- 本指針は、風力発電施設から発生する騒音等に関する検討を踏まえて設定したものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできない。

「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」
 （環水大大発第 1705261 号、平成 29 年 5 月 26 日、環境省）より作成

③ 振動

a. 特定工場等において発生する振動の規制基準

特定工場等において発生する振動の規制に関しては「振動規制法」（昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日）、「公害防止条例」（昭和46年宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日）及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成8年福島県条例第33号、最終改正：平成30年12月25日）に基づき、宮城県では第3.2.8-15表(1)に示すとおり、福島県では第3.2.8-15表(2)、(3)に示すとおり規制基準が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲においては、第3.2.8-4図のとおり、白石市で「振動規制法」に基づく規制地域の指定、桑折町及び国見町で「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制地域の指定がある。また、用途地域の指定のない地域には、宮城県では「公害防止条例」に基づき第1種区域の規制基準が、福島県では「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき第2種区域の規制基準が適用される。

第3.2.8-15表(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準（宮城県）

区域の区分		時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		65 デシベル	60 デシベル
備考				
1. 上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。				
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、公害防止条例施行規則に基づき「第1種区域」の規制基準を適用する。				

注：宮城県の指定地域は第3.2.8-11表(1)と同様である。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和51年環境庁告示第90号、最終改正：平成27年4月20日)
 「公害防止条例」(昭和46年宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日)
 「令和4年版宮城県環境白書」(宮城県、令和5年) より作成

第3.2.8-15表(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準（福島県）
 (振動規制法：福島県)

区域の区分		時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに相当する地域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域		65 デシベル	60 デシベル
備考				
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から5デシベルを減じた値となる。				

注：振動規制法に基づく指定地域を有する市町村は、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、鏡石町、石川町、矢吹町、西郷村である

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和51年環境庁告示第90号、最終改正：平成27年4月20日)
 「振動規制について」(福島県HP、閲覧：令和5年1月) より作成

第 3.2.8-15 表(3) 特定工場等において発生する振動の規制基準
(福島県生活環境の保全等に関する条例：福島県)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		(8:00～19:00)	(19:00～8:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに相当する地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域	65 デシベル	60 デシベル

備考
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値となる。

注：適用地域は振動規制法に基づく指定地域及び中核市以外の県内全域である。

「福島県振動防止対策指針」
(平成 10 年福島県告示第 636 号、最終改正：平成 31 年 3 月 6 日)
「振動規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成

b. 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「公害防止条例」(昭和 46 年宮城県条例第 12 号、最終改正：平成 19 年 12 月 18 日)及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成 8 年福島県条例第 33 号、最終改正：平成 30 年 12 月 25 日)に基づき、宮城県では第 3.2.8-16 表(1)に示すとおり、福島県では第 3.2.8-16 表(2)、(3)に示すとおり規制基準が定められている。

第 3.2.8-16 表(1) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準 (宮城県)

規制項目 区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日
第 2 号区域		22:00～6:00	14 時間/日		その他の休日

備考
宮城県における第 1 号区域及び第 2 号区域とはそれぞれ次のとおりである。
第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域
第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域

注：指定地域は第 3.2.8-11 表(1)と同様である。

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
「令和 4 年版宮城県環境白書」(宮城県、令和 5 年) より作成

第 3.2.8-16 表(2) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準 (福島県)
(振動規制法：福島県)

規制項目 区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 種区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 その他の休日
第 2 種区域		22:00～6:00	14 時間/日		
備考 福島県における第 1 種区域及び第 2 種区域とはそれぞれ次のとおりである。 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m の地域、指定地域及び中核市以外の県内全域 第 2 種区域：第 1 種区域を除く地域。					

注：指定地域は第 3.2.8-15 表(2)と同様である。

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
「振動規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成

第 3.2.8-16 表(3) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準 (福島県)
(福島県生活環境の保全等に関する条例：福島県)

基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日	適用地域
75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 その他の休日	振動規制法に基づく指定地域及び中核市以外の県内全域

「福島県振動防止対策指針」
(平成 10 年福島県告示第 636 号、最終改正：平成 31 年 3 月 6 日)
「振動規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成

c. 道路交通振動の要請限度

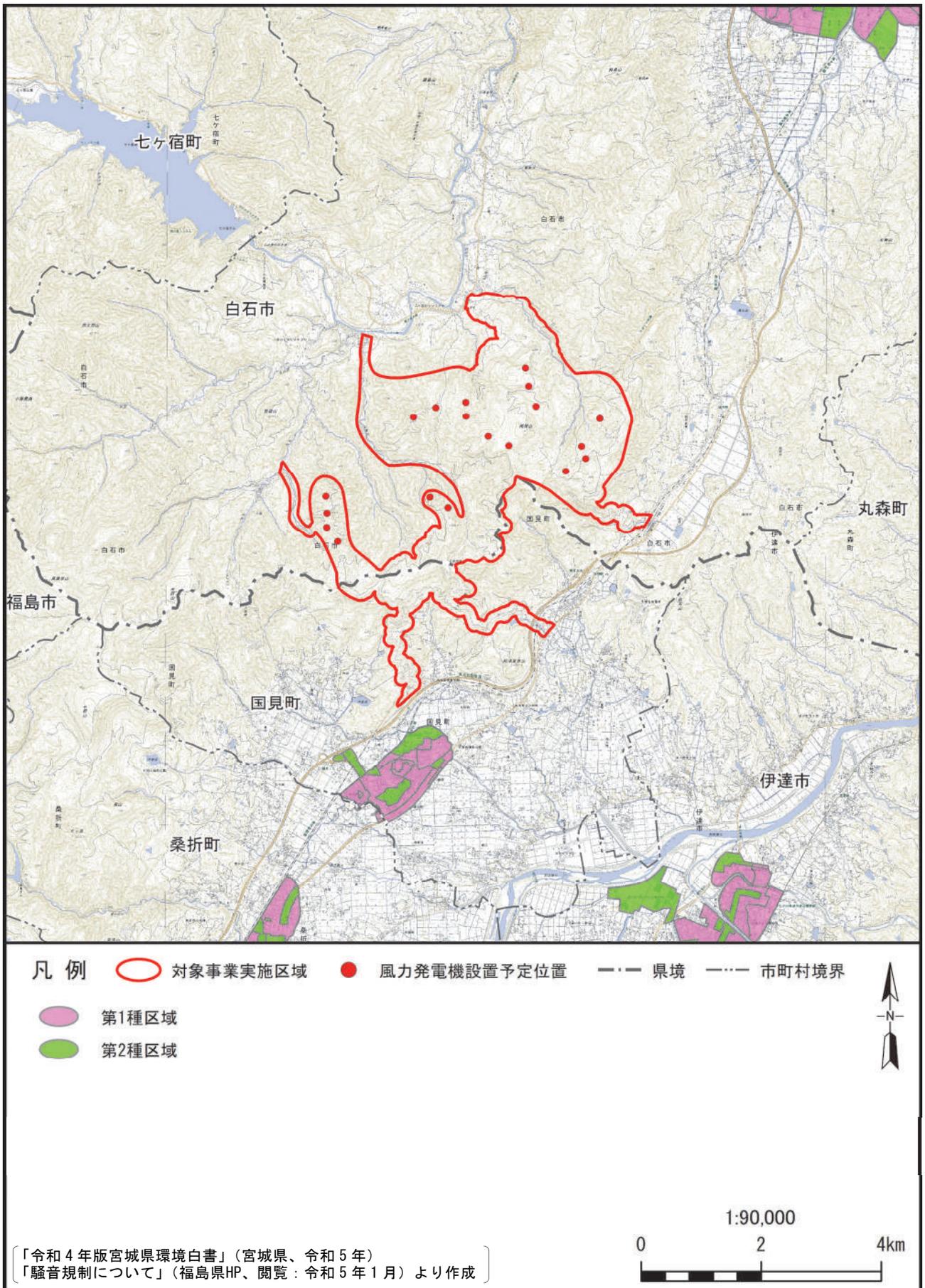
道路交通振動については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づいて要請限度が定められており、その基準は第 3.2.8-17 表に示すとおりである。

第 3.2.8-17 表 指定地域内における道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考
1. 宮城県における第 1 種区域及び第 2 種区域の区分は、第 3.2.8-15 表(1)と同様である。
2. 福島県における第 1 種区域及び第 2 種区域の区分はそれぞれ次のとおりである。
第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域
3. 宮城県の指定地域は第 3.2.8-11 表(1)、福島県の指定地域は第 3.2.8-15 表(2)と同様である

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
「自動車騒音・道路交通振動に関する要請限度」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
「振動規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成



第 3.2.8-4 図 特定工場等において発生する振動に係る規制地域の状況

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が定められており、その基準は第 3.2.8-18 表(1)、(2)に示すとおりである。

また、宮城県においては、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年宮城県条例第 40 号、最終改正：平成 18 年 3 月 23 日)、福島県においては、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 50 福島県条例第 18 号、最終改正：令和 3 年 10 月 12 日)により、県の区域に属する公共用水域について、水域ごとにより厳しい排水基準(上乘せ基準)が定められており、宮城県の上乗せ基準は第 3.2.8-18 表(3)、福島県の上乗せ基準は第 3.2.8-18 表(4)のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、宮城県では阿武隈川(白石川を含む)、福島県では阿武隈川及びこれに流入する公共用水域に上乘せ排水基準が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3.2.8-18 表(1) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L (※)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>3. 塩化ビニルモノマー及びトランス1,2-ジクロロエチレンについては、有害物質として定められているが、排水基準は無い。</p>	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和4年5月17日）より作成〕

第 3.2.8-18 表(2) 水質汚濁に係る排水基準（その他の項目）

項目	水質汚濁法に基づく許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成〕

第 3.2.8-18 表(3) 県条例に基づく上乘せ排水基準（宮城県）

区域	特定事業場	項目及び許容限度								適用排出 水量 (m ³ /日)
		生物化学的酸素 要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)		
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	鉍油類 最大	動植物 油脂類 最大	
阿武隈川 (白石川を含む)	食料品製造業に係 るもの	60	80	-	-	70	90	-	-	30 以上
	死亡獣畜取扱業又 はと畜業に係るもの	60	80	-	-	-	-	-	-	
	し尿処理施設に係 るもの	30	-	-	-	-	-	-	-	
	砕石業、砂利採取 業、旅館業若しく は飲食店に係るもの 又は科学技術に 関する研究等を行 うもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他のもの	30	40	-	-	70	90	-	10	

注：1. 「-」は出典に記載がないことを示す。

2. 指定範囲は以下のとおりである。

① 阿武隈川（福島県との県境から河口まで）

② 白石川(右岸:刈田郡七ヶ宿町字大谷地道下5番地、左岸:刈田郡七ヶ宿町字大谷地道下3番地)から阿武隈川との合流点まで

〔「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」
(昭和47年宮城県条例第40号、最終改正：平成18年3月23日)より作成〕

第 3.2.8-18 表(4) 県条例に基づく上乗せ排水基準 (福島県)

種類	施設の種類の種類			許容限度	
				A 水域	
				日間平均	最大
シアン化合物	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設			/	0.5
六価クロム化合物					/
生物化学的 酸素要求量	下水道整備地域に所在する 特定事業所に係る施設	下水道終末処理施設	30m ³ 以上/日	20	-
		上欄に掲げる以外の施設	30m ³ 以上/日	20	25
	その他の地域に所在する 特定事業場に係る施設	畜産農業に係る施設	10m ³ 未満/日	-	-
		食料品製造業、紡績業、繊維 製品製造業等に係る施設	30m ³ 以上 1,000m ³ 未満/日	50	60
			1,000m ³ 以上/日	20	25
		水産食料品製造業に係る施設	30m ³ 以上 1,000m ³ 未満/日	30	40
			1,000m ³ 以上/日	20	25
		旅館業及び研究、試験、検査 業等に係る施設	30m ³ 以上/日	-	-
		共同調理場、弁当仕出屋、飲 食店、病院、中央卸売市場、 地方卸売市場等に係る施設	30m ³ 以上/日	30	40
	と畜業等に係る施設	30m ³ 以上/日	60	80	
	し尿処理施設		30	-	
し尿浄化槽	30m ³ 以上/日	30	-		
上欄に掲げる以外の施設	30m ³ 以上/日	20	25		
浮遊物質 質量	下水道整備地域に所在する 特定事業所に係る施設	下水道終末処理施設	30m ³ 以上/日	70	-
		上欄に掲げる以外の施設	30m ³ 以上/日	70	90
	その他の地域に所在する 特定事業場に係る施設	畜産農業等に係る施設	10m ³ 以上/日	-	-
		食料品製造業、紡績業、繊維 製品製造業等に係る施設	30m ³ 以上 1,000m ³ 未満/日	60	70
			1,000m ³ 以上/日	50	70
		水産食料品製造業に係る施	30m ³ 以上/日	50	70
		旅館業及び研究、試験、検査 業等に係る施設	30m ³ 以上/日	-	-
		共同調理場、弁当仕出屋、飲 食店、病院、中央卸売市場、 地方卸売市場等に係る施設	30m ³ 以上/日	50	70
		と畜業等に係る施設	30m ³ 以上/日	-	-
	し尿処理施設		70	-	
	し尿浄化槽	30m ³ 以上/日	70	-	
上欄に掲げる以外の施設	30m ³ 以上/日	50	70		
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	石油化学工業に係る施設、石油精製業に係る施設及び廃 油処理施設		30m ³ 以上/日	/	-
	水産食料品製造業に係る施設		30m ³ 以上/日	/	10
	上欄に掲げる以外の施設		30m ³ 以上/日	/	10
フェノール類含有量	すべての施設		30m ³ 以上/日	/	1
銅含有量	非鉄金属製造業に係る施設		30m ³ 以上/日	/	2
	上欄に掲げる以外の施設		30m ³ 以上/日	/	2
亜鉛含有量	非鉄金属製造業に係る施設		30m ³ 以上/日	/	-
	上欄に掲げる以外の施設		30m ³ 以上/日	/	-

注：1. 「-」は、省令第 1 条に規定する排水基準を適用することを示す。

2. 斜線は、上乗せ排水基準の設定がないことを示す。

3. A 水域は阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）とする。

〔「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」
(昭和 50 福島県条例第 18 号、最終改正：令和 3 年 10 月 12 日) より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日)第3条及び第4条に基づき都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」のいずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

宮城県では、白石市を含む13市2町において「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき、第3.2.8-19表(1)のとおり、臭気指数による規制基準が定められている。

福島県では、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき、第3.2.8-19表(2)～(4)のとおり、特定悪臭物質の濃度による規制基準が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲においては、白石市、桑折町及び国見町の一部地域が規制地域となっている。

第3.2.8-19表(1) 臭気指数に係る規制基準(宮城県)

敷地境界線	排出口	排出水
臭気指数 15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31
備考 規制地域は、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亘理町及び七ヶ浜町の一部地域である。		

[「令和4年版宮城県環境白書」(宮城県、令和5年)より作成]

第 3.2.8-19 表(2) 特定悪臭物質に係る規制基準（敷地境界線の地表：福島県）

特定悪臭物質	区域の区分		
	許容限度 (ppm)		
	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

備考

- 福島市における A 区域、B 区域及び C 区域とはそれぞれ次のとおりである。
 A 区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、桜木町のうち、4 番及び 14 番から 17 番までの区域、堀河町のうち、1 番、2 番、8 番、9 番の区域並びに東浜町のうち、7 番から 9 番までの区域
 B 区域：商業地域（A 区域の 2 に掲げる区域を除く）及び準工業地域（A 区域の 3 に掲げる区域を除く）
 C 区域：工業地域及び工業専用地域
- 桑折町における A 区域、B 区域及び C 区域とはそれぞれ次のとおりである。
 A 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び近隣商業地域
 B 区域：準工業地域
 C 区域：工業地域
- 国見町における A 区域、B 区域及び C 区域とはそれぞれ次のとおりである。
 A 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び近隣商業地域、光明寺の区域のうち、字鹿野山、字鹿野、字入、字沼、字沢端、字土井、字蔵ノ内、字志久、字桜町、字浜井場、字車、字滝ノ下、字山岸、字沖及び字滝沢の区域、貝田の区域のうち、字寺脇、字切内、字町裏、字町後、字百枚大沢、字鍛冶、字山ノ神前、字石畑、字日照田、字熊坂、字立久根、字姥神及び字堂ノ上の区域、高城の区域のうち、字前、字簾鉢、字古屋敷、字下家老及び字原の区域、大木戸の区域のうち、字海道上及び字六角の区域
 B 区域：準工業地域、藤田の区域のうち、字北沖、字鶉町一から字鶉町四まで及び字三本木一の区域、徳江の区域のうち、字原、字番匠田、字久保田及び字熊野の区域、大木戸の区域のうち、字遠光原、字遠光原山、字手代田、字熊久根、字孝徳、字五反田、字正光寺、字大光寺、字久保、字沖田、字館、字前、字西原、字中ノ作、字馬捨、字耕ノ内、字大久保、字段ノ越、字赤穂、字中穂、字高橋、字大橋及び字馬場の区域、石母田の区域のうち、字国見山中、字国見山下、字国見前、字国見、字笠松、字弁天沢、字薬師堂、字深田、字芳田、字西館、字餅田、字築山、字館ノ内、字荒町、字樋口、字岩窪、字上ノ山、字四斗蒔、字榎下、字台、字上原、字下原、字芹沢、字駒場、字唐松、字中ノ内及び字脇曲の区域、内谷の区域のうち、字花館、字清上、字矢木沢二、字三ツ森、字東脇、字東、字場佐内、字東前及び字柿木堰の区域、鳥取の区域のうち、字中ノ町、字猿角田、字自莢沢、字葭原、字中島、字米田、字高瀬、字高瀬前、字高瀬前道下及び字沢田の区域、小坂の区域のうち、字小屋館一、字小屋館二、字寺家、字中川原、字宮五郎内、字上前田、字ミツヤ及び字古内の区域、泉田の区域のうち、字三ツ谷、字石渡及び字源女の区域、山崎の区域のうち、字上川前、字中川前、字下川前、字荒沢、字後柳、字火渡、字西畑、字館及び字稲荷林の区域
 C 区域：工業地域

「悪臭規制について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
 「令和 4 年度版 福島の環境」（福島市、令和 4 年）より作成

第 3.2.8-19 表(3) 特定悪臭物質に係る規制基準（排出口：福島県）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象物質であり、その規制基準は、次の換算式によって得られた排出口における排出量（悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により算出して得た流量）である。

$$Q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

Q：流量（単位：温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した m³/h）
 He：補正された排出口の高さ、有効煙突口(m)
 Cm：敷地境界線の地表における規制基準値(ppm)

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

第 3.2.8-19 表(4) 特定悪臭物質に係る規制基準（排水水：福島県）

特定悪臭物質	排水水の量 Q(m ³ /s)	許容限度(mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06	0.2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01	0.03
	$0.1 < Q$	0.002	0.003	0.007
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3	1
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07	0.2
	$0.1 < Q$	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2	6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3	1
	$0.1 < Q$	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2	6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4	1
	$0.1 < Q$	0.03	0.09	0.3

注：福島市、桑折町及び国見町における A 区域、B 区域及び C 区域は第 3.2.8-19 表(2)のとおりである。

〔「悪臭規制について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
 「令和 4 年度版 福島の環境」（福島市、令和 4 年）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準が定められており、その基準は第 3.2.8-20 表のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省HP、閲覧：令和 5 年 1 月）によると、令和 4 年 12 月 31 日現在、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」に白石市田町 2 丁目 188 番、211 番の一部が指定されているが、「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 3 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 4 年）によると、令和 3 年度末現在、対象事業実施区域及びその周囲には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2.8-20 表(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

第 3.2.8-20 表(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔土壌汚染対策法施行規則〕（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成]

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号、最終改正：平成 19 年 12 月 18 日）に基づき、地下水採取の規制に関する指定地域が定められているが、対象事業実施区域及びその周囲において指定地域はない。

⑧ 土砂等の埋立て

土砂等の埋立てについては、宮城県では、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全の確保に資することを目的として、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和元年宮城県条例第 74 号）が策定された。土砂等の埋立て等を行う面積が 3,000 平方メートル以上である場合には、許可の申請が必要となる。

⑨ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑩ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 宮城県環境基本条例

宮城県は、県土の良好な環境の保全及び創造に向けて、「環境基本条例」（平成 7 年宮城県条例第 16 号、最終改正：平成 15 年 2 月 21 日）を制定している。

本条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

同条例では、第 3.2.8-21 表のとおり、3 つの基本理念を定めている。

第 3.2.8-21 表 環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	良好な環境の保全及び創造は、県民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる県土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2	良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3	地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

〔「環境基本条例」（平成 7 年宮城県条例第 16 号、最終改正：平成 15 年 2 月 21 日）より作成〕